

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

○医療法施行細則の一部を改正する規則	(医療政策課)	一
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による施術者の指定	(同)	二
○生活保護法による指定施術者の廃止の届出	(同)	二
○病院の開設等に関する指導要綱の一部を改正する告示	(医療政策課)	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(農林水産経営支援課)	二
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	三
○農用地利用配分計画の認可の申請	(同)	三
○保安林の指定施業要件の変更(三件)	(森林整備課)	三
○道路の供用開始	(道路課)	五
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五
○警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則		五
○警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則		五

## 規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第七号

#### 医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(平成十六年宮城県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

様式第四十七号中「及び」の下に「医療法施行規則」を加える。

様式第四十八号中「第29条第3項及び第30条の24」を「及び医療法施行規則第29条第3項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### ○宮城県告示第二百一十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十一年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さくら薬局登米まいや店	登米市東和町米谷字元町百八十五番地二	平成三十一年二月一日
アイベル薬局大河原店	柴田郡大河原町大谷末広六十一一	平成三十一年二月一日
とみや調剤薬局	富谷市富谷仏所九十五一	平成三十一年二月一日
森さい生医院	東松島市野蒜ヶ丘三丁目二十八番地三	平成三十一年一月一日

○宮城県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十一年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
森さい生医院	東松島市野蒜ヶ丘三丁目二十八番地三	平成三十年十二月三十一日
氏家胃腸科内科医院	多賀城市大代五丁目四番三号	平成三十年十二月三十一日
マミエ歯科	加美郡加美町赤塚百七十八イオンスーパーセンター加美店	平成三十年十一月二十九日
宮野歯科医院	栗原市築館下宮野町浦百十一一五	平成三十一年一月十日

○宮城県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十一年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
吉田 真美	訪問医療マッサージ結	石巻市錦町三三三五 カンテイルレバーII百二	平成三十年十二月十八日
佐藤芽以子	えみあす訪問マッサージ	柴田郡大河原町字南原町八番地四カ	平成三十一年一月九日
栗原加奈絵	えみあす訪問マッサージ	柴田郡大河原町字南原町八番地四カ	平成三十一年一月九日

○宮城県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十一年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
嶋本 友子	七福堂治療院	宮城県松島町高城字町百八十七番地	平成三十一年一月八日

○宮城県告示第百二十五号

病院の開設等に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

病院の開設等に関する指導要綱の一部を改正する告示

病院の開設等に関する指導要綱（平成五年宮城県告示第九百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書を削る。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県告示第百二十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十一年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第八十二加入区	平成十九年宮城県告示第百十八号（漁	平成三十一年二月七日	牡鹿郡女川町出島字高森山一二百五十四出島住宅十二号	漁業災害補償法（昭和三十九年政	九人

宮城県第 八十三加 入区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)で 告示された 宮城県漁業協 同組合の女川 町支所の地区 のうち出島の 区域	平成三十一年 二月七日	須田 三憲 牡鹿郡女川町 大原三十七 宅五十三百一 阿部 哲也	令第二百九十 三号(第十八 条の四に規定 するほたて貝 養殖業)	七人
宮城県第 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)で 告示された 宮城県漁業協 同組合の女川 町支所の地区 のうち出島の 区域	平成三十一年 二月七日	牡鹿郡女川町 街区三画地 内山三十一 須田 信一郎 当浜二八十一 牡鹿郡女川町 阿部 勝三郎	漁業災害補償 法施行令(昭 和二十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 するほたて貝 養殖業)		

○宮城県告示第百二十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、  
農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成三十一年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊一のとおり

二 認可年月日

平成三十一年二月二十二日

○宮城県告示第百二十八号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があった  
ので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第三項の規定に  
より、当該農用地利用配分計画を平成三十一年二月二十二日から平成三十一年三月八日まで、次のと  
おり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊二のとおり

二 申請年月日

平成三十一年二月七日

三 縦覧場所

宮城県庁(農林水産部農業振興課)

○宮城県告示第百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安  
林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林  
整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林  
整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大郷町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市小々汐一〇七番七地先から 同市大浦五九番五地先まで	平成三十一年 二月二十二日 午後三時

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる  
地域の名称

黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢三十一番四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢三十一番地

荒木 康宏

荒木 美香

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第2号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成31年 2月22日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例(平成30年宮城県条例第86号)の施行期日は、平成31年4月1日とする。

○宮城県公安委員会規則第3号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成31年 2月22日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(警察署協議会に関する規則の一部改正)

第1条 警察署協議会に関する規則(平成13年宮城県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
警察署協議会	委員の 定数	警察署協議会	委員の 定数
(略)		(略)	
宮城県仙台南警察署協議会	13人	宮城県仙台南警察署協議会	10人
(略)		(略)	
宮城県仙台東警察署協議会	11人	宮城県仙台東警察署協議会	10人
宮城県東警察署協議会	(略)	宮城県東警察署協議会	(略)
(略)		宮城県若林警察署協議会	10人
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
 (警察署協議会に関する規則の一部改正)  
 第2条 警察署協議会に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第2条関係)	委員の 定数	別表 (第2条関係)	委員の 定数
警察署協議会		警察署協議会	
宮城県仙台中警察署協議会	15人	宮城県仙台中警察署協議会	10人
(略)		(略)	
宮城県仙台北警察署協議会	11人	宮城県仙台北警察署協議会	10人
(略)		(略)	
宮城県東警察署協議会	11人	宮城県東警察署協議会	10人
(略)		(略)	
宮城県塩釜警察署協議会	11人	宮城県塩釜警察署協議会	10人
宮城県岩沼警察署協議会	10人	宮城県岩沼警察署協議会	9人
(略)		(略)	
宮城県石巻警察署協議会	11人	宮城県石巻警察署協議会	10人
宮城県気仙沼警察署協議会	9人	宮城県気仙沼警察署協議会	6人

宮城県左沼警察署協議会	8人	宮城県左沼警察署協議会	6人
宮城県登米警察署協議会	5人	宮城県登米警察署協議会	4人
宮城県河北警察署協議会	6人	宮城県河北警察署協議会	4人
宮城県南三陸警察署協議会	5人	宮城県南三陸警察署協議会	4人
宮城県古川警察署協議会	10人	宮城県古川警察署協議会	8人
宮城県遠田警察署協議会	7人	宮城県遠田警察署協議会	5人
宮城県若柳警察署協議会	6人	宮城県若柳警察署協議会	5人
宮城県築館警察署協議会	7人	宮城県築館警察署協議会	5人
宮城県鳴子警察署協議会	5人	宮城県鳴子警察署協議会	4人
宮城県加美警察署協議会	6人	宮城県加美警察署協議会	5人
宮城県大河原警察署協議会	9人	宮城県大河原警察署協議会	7人
宮城県白石警察署協議会	7人	宮城県白石警察署協議会	5人
宮城県角田警察署協議会	7人	宮城県角田警察署協議会	5人
宮城県亘理警察署協議会	7人	宮城県亘理警察署協議会	5人

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
 (警察署の下部機構に関する規則の一部改正)  
 第3条 警察署の下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (第3条関係)	名称	位置	別表第1 (第3条関係)	名称	位置
交番の名称及び位置			交番の名称及び位置		
警察署名	名称	位置	警察署名	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	若林区中央 幹部交番	仙台市若林区 遠見塚二丁目12番12号			
	連坊交番	仙台市若林区 連坊二丁目			

目2番46号	仙台市若林区舟丁64番地の13	河原町交番
六郷交番 1号	仙台市若林区六郷2番1号	六郷交番
荒井交番 14	仙台市若林区荒井二丁目2番地の14	荒井交番
郡山交番 1	仙台市太白区郡山四丁目8番21号	郡山交番
八木山交番 号	仙台市太白区八木山香澄町3番31号	八木山交番
長町交番 号	仙台市太白区長町南一丁目1番22号	長町交番
南仙台交番 号	仙台市太白区中田五丁目3番20号	南仙台交番
西多賀交番 号	仙台市太白区富沢二丁目20番17号	西多賀交番
山田交番 号	仙台市太白区山田上ノ台町7番72号	山田交番
東中田交番 号	仙台市太白区袋原六丁目1番2号	東中田交番

仙台南警察署

目2番46号	仙台市若林区舟丁64番地の13	河原町交番
六郷交番 1号	仙台市若林区六郷2番1号	六郷交番
荒井交番 14	仙台市若林区荒井二丁目2番地の14	荒井交番
郡山交番 1	仙台市太白区郡山四丁目8番21号	郡山交番
八木山交番 号	仙台市太白区八木山香澄町3番31号	八木山交番
長町交番 号	仙台市太白区長町南一丁目1番22号	長町交番
南仙台交番 号	仙台市太白区中田五丁目3番20号	南仙台交番
西多賀交番 号	仙台市太白区富沢二丁目20番17号	西多賀交番
山田交番 号	仙台市太白区山田上ノ台町7番72号	山田交番
東中田交番 号	仙台市太白区袋原六丁目1番2号	東中田交番

仙台南警察署

名称	受持区域
別表第2・別表第3 (略)	(略)
別表第4 (第4条関係)	(略)
仙台中央警察署	(略)
名称	受持区域

名称	受持区域
別表第2・別表第3 (略)	(略)
別表第4 (第4条関係)	(略)
仙台中央警察署	(略)
名称	受持区域



<p>荒井交番</p>	<p>を除く。)、荒井東一丁目、荒井東二丁目、荒井南、荒浜、荒浜新一丁目、荒浜新二丁目、伊在一丁目から伊在三丁目まで、伊在、かずみ町、霞目一丁目、霞目二丁目、霞目、灌町、灌町東、下飯田(屋敷東2番地)、長喜城、遠見塚東、なないろの里一丁目からなないろの里三丁目まで、六丁目(左近堀、柳堀東、柳堀南、地藏前及び南)、六丁目元町</p>	<p>丁目、八木山松波町、八木山緑町、八木山弥生町、若葉町</p>	<p>仙台市太白区のうち 中田一丁目から中田七丁目まで、西中田一丁目から西中田七丁目まで、柳生一丁目から柳生七丁目まで、柳生</p>
<p>郡山交番</p>	<p>仙台市太白区のうち あすと長町一丁目からあすと長町四丁目まで、郡山一丁目から郡山八丁目まで、郡山、諏訪町、八本松一丁目、八本松二丁目、東大野田、東郡山一丁目、東郡山二丁目</p>	<p>仙台市太白区のうち 中田一丁目から中田七丁目まで、西中田一丁目から西中田七丁目まで、柳生一丁目から柳生七丁目まで、柳生</p>	<p>仙台市太白区のうち 四郎丸、中田町、東中田一丁目から東中田六丁目まで、袋原一丁目から袋原六丁目まで、袋原</p>
<p>八木山交番</p>	<p>仙台市太白区のうち 青山一丁目、青山二丁目、大崎町、恵和町、越路、桜木町、長町(越路)、長嶺、萩ヶ丘、ニツ沢(1番から9番までを除く。)、松ヶ丘、向山一丁目から向山四丁目まで、茂ヶ崎一丁目から茂ヶ崎四丁目まで、八木山香澄町、八木山東一丁目、八木山東二丁目、八木山本町一丁目、八木山本町二</p>	<p>仙台市太白区のうち あすと長町一丁目からあすと長町四丁目まで、郡山一丁目から郡山八丁目まで、郡山、諏訪町、八本松一丁目、八本松二丁目、東大野田、東郡山一丁目、東郡山二丁目</p>	<p>仙台市太白区のうち 青山一丁目、青山二丁目、大崎町、恵和町、越路、桜木町、長町(越路)、長嶺、萩ヶ丘、ニツ沢(1番から9番までを除く。)、松ヶ丘、向山一丁目、八木山香澄町、八木山東一丁目、八木山東二丁目、八木山本町一丁目、八木山本町二</p>
<p>長町交番</p>	<p>仙台市太白区のうち 大野田一丁目から大野田五丁目まで、大野田、鹿野一丁目から鹿野三丁目まで、鹿野本町、砂押町、砂押南町、太子堂、長町一丁目から長町八丁目まで、長町南一丁目から長町南四丁目まで、根岸町、ニツ沢(1番から9番まで)、南大野田、門前町</p>	<p>南仙台交番</p>	<p>南仙台交番</p>
<p>西多賀交番</p>	<p>八木山交番</p>	<p>仙台市太白区のうち あすと長町一丁目からあすと長町四丁目まで、郡山一丁目から郡山八丁目まで、郡山、諏訪町、八本松一丁目、八本松二丁目、東大野田、東郡山一丁目、東郡山二丁目</p>	<p>仙台市太白区のうち 西ノ口、泉崎一丁目、泉崎二丁目、大谷地、金剛沢一丁目から金剛沢三丁目まで、土手内一丁目から土手内三丁目まで、富沢一丁目から富沢四丁目まで、富沢(金剛沢を除く。)、富沢南一丁目、富沢南二丁目、富田、西多賀一丁目から西多賀五丁目まで、西の平一丁目、西の平二丁目、三神峯一丁目、三神峯二丁目、緑ヶ丘一丁目から緑ヶ丘四丁目まで</p>

<p>山田交番</p> <p>山田交番</p>	<p>且まで、鈎取、鈎取本町一丁目、鈎取本町二丁目、上野山一丁目から上野山三丁目まで、佐保山、太白一丁目から太白三丁目まで、富沢(金剛沢)、日本平、羽黒台、旗立一丁目から旗立三丁目まで、人來田一丁目から人來田三丁目まで、ひより台、御堂平、茂庭(生出森、生出森東、佐保山東、佐保山西及び佐保山北)、八木山南一丁目から八木山南六丁目まで、山田、山田上ノ台町、山田北前町、山田自由ヶ丘、山田新町、山田本町</p>
<p>東中田交番</p>	<p>仙台市太白区のうち 四郎丸、中田町、東中田一丁目から東中田六丁目まで、袋原一丁目から袋原六丁目まで、袋原</p>
(略)	

<p>西多賀交番</p> <p>山田交番</p>	<p>崎二丁目、大谷地、金剛沢一丁目から金剛沢三丁目まで、土手内一丁目から土手内三丁目まで、富沢一丁目から富沢四丁目まで、富沢(金剛沢を除く)、富沢南一丁目、富沢南二丁目、富田、西多賀一丁目から西多賀五丁目まで、西の平一丁目、西の平二丁目、三神第一丁目、三神第二丁目、緑ヶ丘一丁目から緑ヶ丘四丁目まで</p>
<p>山田交番</p>	<p>仙台市太白区のうち 鈎取一丁目から鈎取四丁目まで、鈎取、鈎取本町一丁目、鈎取本町二丁目、上野山一丁目から上野山三丁目まで、佐保山、太白一丁目から太白三丁目まで、富沢(金剛沢)、日本平、羽黒台、旗立一丁目から旗立三丁目まで、人來田一丁目から人來田三丁目まで、ひより台、御堂平、茂庭(生出森、生出森東、佐保山東、佐保山西及び佐保山北)、八木山南一丁目から八木山南六丁目まで、山田、山田上ノ台町、山田北前町、山田自由ヶ丘、山田新町、山田本町</p>
(略)	

<p>仙台北警察署 (略)</p> <p>仙台東警察署</p>	<p>名称</p> <p>受持区域</p> <p>仙台市宮城野区のうち 扇町三丁目、扇町四丁目、扇町七丁目、岡田西町、鶴巻一丁目、鶴巻二丁目、且の出町三丁目、福田町三丁目、福田町四丁目、福田町南一丁目、福田町南二丁目</p> <p>仙台市若林区のうち 鈎取一丁目から鈎取五丁目まで、鈎取東一丁目から鈎取東五丁目まで、鶴代町、六丁目(赤沼、赤沼角及び細谷)、六丁の目北町、六丁の目中町、六丁の目西町、六丁の目東町、六丁の目南町</p>
<p>苦竹交番</p>	<p>仙台市宮城野区のうち 銀杏町、扇町一丁目、扇町二丁目、扇町五丁目、扇町六丁目、五輪二丁目(12番から15番まで)、新田五丁目、仙石、苦竹一丁目から苦竹四丁目まで、原町三丁目(4番から8番まで)、原町五丁目、原町六丁目、原町苦竹、且の出町一丁目、且の出町二丁目、平成一丁目、平成二丁目、南目館</p>
(略)	
<p>仙台市宮城野区のうち 出花一丁目から出花三丁目</p>	

<p>仙台北警察署 (略)</p> <p>仙台東警察署</p>	<p>名称</p> <p>受持区域</p> <p>仙台市宮城野区のうち 銀杏町、扇町一丁目から扇町七丁目まで、五輪二丁目(12番から15番まで)、新田五丁目、仙石、苦竹一丁目から苦竹四丁目まで、原町三丁目(4番から8番まで)、原町五丁目、原町六丁目、原町苦竹、且の出町一丁目から且の出町三丁目まで、平成一丁目、平成二丁目、南目館</p>
(略)	
<p>仙台市宮城野区のうち 出花一丁目から出花三丁目</p>	

高砂交番

目まで、岩切(引目)、  
栄一丁目から栄五丁目ま  
で、白鳥一丁目、白鳥二  
丁目、仙台港北一丁目、  
仙台港北二丁目、高砂一  
丁目、高砂二丁目、田子  
一丁目から田子三丁目ま  
で、田子、田子西一丁目  
から田子西三丁目まで  
一、中野一丁目から中野  
五丁目まで、中野(高松、  
船入、西原及び牛小舎を  
除く。)、福住町、福田町  
一丁目、福田町二丁目  
、福室一  
丁目から福室七丁目ま  
で、福室(県道前、境四  
番)、港一丁目から港五  
丁目まで

(略)

岡田駐在所

仙台市宮城野区のうち  
岡田、蒲生(七  
北田川の南側の地域)、  
福室(弁当、平柳、原田、  
新原田、久保野、小原、  
田中、田中前、田中東及  
び御蔵前)

(略)

泉警察署 (略)

高砂交番

目まで、岩切(引目)、  
栄一丁目から栄五丁目ま  
で、白鳥一丁目、白鳥二  
丁目、仙台港北一丁目、  
仙台港北二丁目、高砂一  
丁目、高砂二丁目、田子  
一丁目から田子三丁目ま  
で、田子、田子西一丁目  
から田子西三丁目まで  
鶴巻一丁目、鶴巻二丁  
目、中野一丁目から中野  
五丁目まで、中野(高松、  
船入、西原及び牛小舎を  
除く。)、福住町、福田町  
一丁目から福田町四丁目  
まで、福田町南一丁目、  
福田町南二丁目、福室一  
丁目から福室七丁目ま  
で、福室(県道前、境四  
番)、港一丁目から港五  
丁目まで

(略)

岡田駐在所

仙台市宮城野区のうち  
岡田、岡田西町、蒲生(七  
北田川の南側の地域)、  
福室(弁当、平柳、原田、  
新原田、久保野、小原、  
田中、田中前、田中東及  
び御蔵前)

(略)

泉警察署 (略)  
若林警察署

名称

受持区域

仙台市若林区のうち  
一本杉町、木ノ下一丁目  
から木ノ下五丁目まで、  
樫木通、白森町、志波町、  
遠見塚一丁目から遠見塚

若林中央交  
番

三丁目まで、中倉一丁目  
から中倉三丁目まで、西  
新丁、東新丁、古城一丁  
目から古城三丁目まで、  
保春院前丁、南小泉一丁  
目から南小泉四丁目ま  
で、大和町一丁目から大  
和町五丁目まで

鉦町交番

仙台市若林区のうち  
鉦町一丁目から鉦町五丁  
目まで、鉦町東一丁目か  
ら鉦町東五丁目まで、鶴  
沼角及び細谷)、六丁の  
目北町、六丁の目中町、  
六丁の目西町、六丁の目  
東町、六丁の目南町

連坊交番

仙台市若林区のうち  
荒町、石垣町、石名坂、  
五橋三丁目、裏柴田町、  
表柴田町、五十八人町、三  
百人町、清水小路、新寺  
一丁目から新寺五丁目ま  
で、土樋一丁目、土樋、  
成田町、二軒茶屋、東七  
番丁、東八番丁、東九番  
丁、南鍛冶町、元茶畑、  
弓ノ町、連坊一丁目、連  
坊二丁目、連坊小路

河原町交番

仙台市若林区のうち  
河原町一丁目、河原町二  
丁目、穀町、新弓ノ町、  
豊屋丁、堰場、八軒小路、  
舟丁、文化町、南石切町、  
南小泉(八軒小路)、南  
材木町、南染師町、六十  
八人町、若林一丁目から若  
林七丁目まで

仙台市若林区のうち

塩釜警察署～亘理警察署 (略)	荒井一丁目から荒井八丁目まで、荒井(境東、北遠十丁、松岡及び十呂盤を除く。)、荒井東一丁目、荒井東二丁目、荒井南、荒浜、荒浜新一丁目、荒浜新二丁目、伊在一丁目から伊在三丁目まで、伊在、かすみ町、霞目一丁目、霞目二丁目、霞目、蒲町、蒲町東、下飯田(屋敷東2番地)、長喜城、遠見塚東、なないろの里一丁目からなないろの里三丁目まで、六丁目(左近堀、柳堀東、柳堀南、地蔵前及び南)、六丁目の元町
塩釜警察署～亘理警察署 (略)	六郷交番 仙台市若林区のうち 荒井(境東、北遠十丁、松岡及び十呂盤)、飯田、井土、今泉一丁目、今泉二丁目、今泉、沖野一丁目から沖野七丁目まで、沖野、上飯田一丁目から上飯田四丁目まで、上飯田、三本塚、下飯田(屋敷東2番地を除く。)、四郎丸、種次、日辺、藤塚、二本、六郷

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
 (銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第4条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成22年宮城県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2 (第17条関係)	別表第2 (第17条関係)
活動区域	活動区域
(略)	(略)
条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域	条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域
(略)	(略)
条例別表に規定する宮城県泉警察署の管轄区域	条例別表に規定する宮城県泉警察署の管轄区域
(略)	(略)
-	1
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
 (宮城県道路交通規則の一部改正)

第5条 宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3 (第52条関係)	別表第3 (第52条関係)
活動区域	活動区域
(略)	(略)
条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域	条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域
(略)	(略)
条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域	条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域
(略)	(略)
20	17
条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域	条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域
(略)	(略)
20	16
条例別表に規定する宮城県泉警察署の管轄区域	条例別表に規定する宮城県泉警察署の管轄区域
(略)	(略)
18	17
-	14
-	-
-	-

(略)		(略)	
条例別表に規定する宮城県石巻警察署の管轄区域	20	条例別表に規定する宮城県石巻警察署の管轄区域	17
(略)		(略)	
条例別表に規定する宮城県佐沼警察署の管轄区域	12	条例別表に規定する宮城県佐沼警察署の管轄区域	11
(略)		(略)	
条例別表に規定する宮城県占川警察署の管轄区域	16	条例別表に規定する宮城県占川警察署の管轄区域	15
(略)		(略)	
条例別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	11	条例別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	10
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例（平成30年宮城県条例第86号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に警察署協議会の委員に委嘱されている者のうち、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例の施行による改正後の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定により、警察署の管轄区域に変更のあった地域を居住地、勤務先又は主たる活動地域としている警察署協議会の委員であるものは、新条例の警察署の管轄区域の警察署協議会の委員とする。